

## 関係法令等

### 旅館業法（抜粋）

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

### 公衆浴場法（抜粋）

第一条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けて、業として公衆浴場を經營することをいう。

### 函館市公衆浴場法施行条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通浴場 温湯または温泉を使用し、男女各1浴室に同時に多人数を入浴させる施設（以下「入浴施設」という。）であつて、その利用の目的および形態が地域住民の日常生活においてその健康の保持および保健衛生上必要不可欠のものとして使用されるものをいう。
- (2) 福利厚生浴場 国，地方公共団体，社会事業団体その他の団体または会社等が，特定人の福祉または福利厚生を目的として設置する入浴施設をいう。
- (3) その他の浴場 普通浴場および福利厚生浴場以外の公衆浴場をいう。

### 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
  - 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
  - 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
  - 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
  - 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。
- 一 接待飲食等営業
  - 二 店舗型性風俗特殊営業
  - 三 特定遊興飲食店営業
  - 四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

## 地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（抜粋）

（指名停止）

第2条 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、競争入札の参加の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

3 前各項の指名停止は、本市における当該業務担当職員または公的機関からの通知によるもののほか、原則として函館市内で販売されている新聞等の報道により知り得たものを対象として行うものとする。

### 別 表

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市発注契約に係る一般競争入札および指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札および見積合わせ前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上 6月以内</p>
<p>（過失による粗雑な契約の履行）</p> <p>2 市発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から2月以上 6月以内</p>
<p>3 北海道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）で、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上 4月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上 4月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上 6月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上 4月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上4月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上2月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が、次の(1)または(2)に掲げる職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市の職員</p> <p>① 代表役員等</p> <p>② 一般役員等</p> <p>③ 使用人</p> <p>(2) (1)以外の公共機関の職員</p> <p>① 代表役員等</p> <p>② 一般役員等</p> <p>③ 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>8月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>10 次の(1)または(2)に掲げる場合において、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(1) 本市との契約に当たって</p> <p>(2) (1)以外の業務に当たって</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上18月以内</p>
<p>(競売入札妨害または談合)</p> <p>11 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が、次の(1)または(2)に掲げる場合において競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市との契約に当たって</p> <p>① 代表役員等</p> <p>② 一般役員等</p> <p>③ 使用人</p> <p>(2) (1)以外の公共機関との契約に当たって</p> <p>① 代表役員等</p> <p>② 一般役員等</p> <p>③ 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>8月以上24月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>4月以上24月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>12 北海道内の工事契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>13 前各項に掲げるもののほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>14 前各項に掲げるときのほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁こ以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>15 第9条に基づき、警告または注意した日から1年以内に再度警告または注意する事由を生じさせ、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>16 前各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年以内（指名停止の期間中を含む。）に第9条に基づく警告または注意する事由を生じさせ、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内</p>

## 函館市暴力団等排除措置要綱（抜粋）

（競争入札参加資格審査の申請からの排除）

第7条 市長は、競争入札参加資格審査を行うにあたり、入札参加除外者および有資格業者以外のもので、警察から別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報を受けた場合の、当該通報に係る業者（以下「入札参加除外者等」という。）の申請を認めてはならない。

### 別 表

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者の役員等が暴力団員等である場合、または暴力団もしくは暴力団員等が有資格業者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から24ヶ月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。（以下、措置要件6の期間まで同じ。）
2 有資格業者またはその役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るためまたは債務の履行を強要するために暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月。ただし、市が締結する建設工事等に係る契約については24ヶ月。
3 有資格業者またはその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月。
4 有資格業者またはその役員等が暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月。
5 有資格業者またはその役員等が下請負契約、資材・原材料の購入契約または、その他契約にあたり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各項の規定のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月。
6 有資格業者が第6条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	再度勧告措置を行った日から12ヶ月。